

衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成金交付要綱

社団法人 佐賀県トラック協会

(事業趣旨)

第1条 (社)佐賀県トラック協会(以下「佐ト協」という。)は、事業用トラックの追突事故を削減するために、車両総重量8トン以上の事業用貨物自動車に係る衝突被害軽減ブレーキ装置(以下「装置」という。)装着の導入を実施する佐ト協会員事業者(以下「事業者」という。)に対して助成金を交付する。

(対象装置)

第2条 助成の対象となる装置は、次に掲げる基準に適合するものに限る。
改正「前方障害物衝突軽減制動装置の技術指針」(平成20年10月7日・国自技第139号)に適合した装置であること。

(交付額)

第3条 助成金の交付額は、事業者が当該年度に新たに車両に装置を装着する場合、1台あたり10万円を交付し、1事業者あたり3台を限度とする。
但し、予算の執行状況を勘案して増減することが出来るものとする。
なお、対象期間内に予算額に達した場合は、助成を終了することができる。
2 前項の価格には消費税を含めない。

(助成金の交付申請)

第4条 事業者は装置導入事業が完了したときは、原則として当該年度の2月末日までに、様式1により、「衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成事業実績報告書」(助成金交付請求書)を佐ト協に申請するものとする。

(助成金交付)

第5条 佐ト協は、前条の助成金交付請求書の提出があったときは、速やかにその報告書を審査し、その報告に係る事業の実施結果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、事業者に対して、助成金を交付する。

(助成金の返還)

第6条 事業者は、関係法令等に従い、善良な管理者の注意をもって、導入した装置を管理しなければならない。
2 事業者又は交付の対象となった装置が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、佐ト協は事業者に対して期限を定めてその返還を求めることができる。但し、当該装置が装着の日から起算して4年を経過したとき以降に発生したのものについてはこの限りではない。
(1) 助成金の申請内容もしくはこれに付した条件、その他法令もしくはこれに基づく処分に違反したとき。
(2) 事故又は火災等により当該装置が使用できなくなったとき。
(3) 差し押さえ又は競売等により当該装置が使用できなくなったとき。
(4) 事業者が当該年度中に佐ト協を退会したとき。
3 事業者は、第2項に掲げる各号に該当する事実が明らかになった時点で、その内容を遅滞なく佐ト協に報告しなければならない。

(財産の処分の制限)

第7条 事業者は、交付対象となった装置が装着の日から起算して4年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃業、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。但し、あらかじめ佐ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

2 前項による処分が行われたときは、佐ト協へ報告しなければならない。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、佐ト協が別にこれを定める。

(附則)

事業者は、佐賀県運輸事業振興助成交付金交付要綱第5条の規定に従い、本助成金に関する書類を、5年間責任を持って保存すること。

本要綱は、当該年度の4月1日に遡って適用する。